

電動カート（シニアカー）の交通安全

電動カート（シニアカー）は、歩行に困難を感じる高齢者などにとって便利な乗り物ですが、安全確認や交通ルールを守らなければ事故につながる恐れがあります。交通ルールやマナーを守って運転しましょう。

交通安全 コラム

vol.54

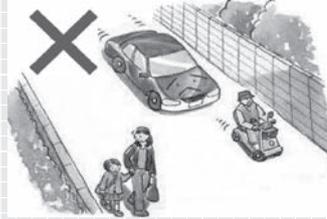


住民課
暮らしの安心・安全係
☎ 85-8171

電動カート（シニアカー）を利用するときの交通ルールや注意点

●道路を通行するときは…

歩行者として扱われます。歩道を通行しましょう。歩道がない道路では、自動車等に注意をして、道路の右側端を通行しましょう。



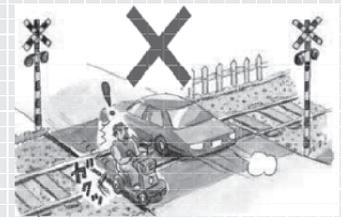
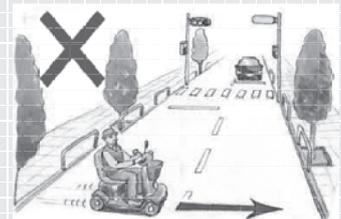
●道路を横断するときは…

遠回りでも横断歩道を利用しましょう。また、横断歩道を利用する場合にも、必ず左右の安全を十分確かめてから横断するように心がけましょう。

斜め横断は、自動車等との事故の可能性が高くなるのでやめましょう。

●踏切を通過するときは…

- ・踏切の手前で一旦停止し、左右の安全を確認しましょう。
- ・警報機が鳴っているときや、遮断機が下り始めているときには、踏切内に入らないようにしましょう。
- ・脱輪や線路の溝にタイヤが挟まらないように両手でハンドルをしっかりと握り、端に寄りすぎないようにしましょう。
- ・踏切内で立ち往生してしまったときは、あわてず周りの人の協力を得て非常ボタンを押してもらい、直ちに踏切内から離れましょう。



●坂道を運転するときは…

坂道ではクラッチを切った状態で手押しすることは絶対にやめましょう。自動ブレーキ（電磁ブレーキ）がかからず大変危険です。



役場や社会保険事務所などの

公的機関をかたる手口に注意！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎ 85-8171

消費生活コラム vol.50

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

勧誘トーク例

①社会保険事務所を名乗る電話があり、「3万円の医療費の還付金がある。コンビニのATMに行くように。」と言われた。ATMの前から指定の電話番号に連絡し指示されるままにATMを操作した。出てきた明細を見ると90万円を振り込んだことになっていた。

②「役場からの依頼で害虫・害獣駆除のために訪問している。」と言って業者が自宅に来た。不審に思い、「必要ない。」と断った。役場に問い合わせると、「そのような依頼は行っていない。」との返事であった。

9 広報きやま 令和6年2月号

ひとこと助言

★電話で役場や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があるという、スーパーやコンビニなどのATMで支払われることは絶対にありません。

★役場から業者に害虫・害獣駆除等の依頼は行っておりません。はっきりと断りましょう。

★不審な電話や訪問があったらすぐに最寄りの警察や、消費生活相談窓口にご相談ください。